

春からの 運動・スポーツ教室

～子どもも大人も可能性は無限大!!～



◇下記事項に同意の上、お申し込みください。◇

- ① 受講資格 町内在住・在勤・在学の方。
※上記以外の方で、本町の教室をご希望の方も、4月15日(土) 午前9時から申し込みできます。
- ② 申込方法 受付開始日時から先着順に所定の申込書に必要事項を記入の上、受講料とともにスポーツセンター窓口へ、直接お申し込みください。
※受付開始日時に募集定員を超える申し込みがあった場合は、公開抽選となります。
- ③ 締 切 4月28日(金) 午後5時。なお、各教室とも締切日にかかわらず定員になり次第締め切ります。
※開講が決定し、定員に達していない教室は途中申し込みも可能ですが、受講料の減額はありません。
- ④ 注意事項
 - ① 電話やファクス、メール、はがき等による申し込みはできません。
 - ② 受付開始時刻の30分前から整理券を配布します。
整理券は、申込者のみ一人につき1枚とします。
 - ③ 納入後の受講料は原則お返ししませんが、募集定員の半数に満たない場合に限り、全額お返しします。
 - ④ 申込書にご記入いただいた個人情報は、教室運営の目的以外には使用しません。
 - ⑤ 受講中に発生した傷害については応急処置をしますが、その後の責任は受講者加入の保険での対応となります。
 - ⑥ 通院(妊婦を含む) 加療中の方は、必ず医師の許可を得てください。
 - ⑦ 天候などやむを得ない理由により、開催日時・会場を変更する場合があります。
 - ⑧ 受講料は月末に翌月分を納付してください。
また、1カ月以上受講料を滞納された方は受講できません。
 - ⑨ 休講または辞退される方は、届け出が必要になります。

○スポーツスクール

誰でも参加できます！

学習指導要領の体育編を視野に入れ、学校体育支援の一環としてバスケットボールとハンドボール教室を開催します。

曜日	教室名	対象	定員	とき		ところ	受講料 (保険料含む)	受付開始 日時
月	バスケット ボール スクール	小学生 3～4年	30名	16:30 ～18:00	5/8・22・29、6/5・12・19 7/3・10・31、8/7・21・28 9/4・11、10/2・16・23・30 11/6・13・27、12/4・11・18・25 1/22・29、2/5・19・26 (予備日3/5・12) (全30回)	メインアリーナ	町内初回 2,100円/月 以後1,500円/月	4/3(月) 17:30
		小学生 5～6年	30名	18:00 ～19:30		メインアリーナ		4/3(月) 19:00
		中学生 1～3年	30名	19:00 ～20:30		メインアリーナ	町外初回 2,400円/月 以後1,800円/月	4/10(月) 19:00
金	ハンド ボール スクール	小学生 4～6年	30名	17:30 ～19:00	5/12・19、6/2・9・16・30 7/7・14・21・28、8/4・18・25 9/1・15・22・29、10/27 11/10・17、12/1・8 1/5・19・26、2/2・9・16・23 (予備日 3/2・9) (全29回)	メインアリーナ	町内初回 2,100円/月 以後1,500円/月	4/7(金) 17:30
		中学生 1～3年	30名	19:00 ～20:30		メインアリーナ		町外初回 2,400円/月 以後1,800円/月

○背筋を伸ばす!健康寿命を延ばす!体力をのばす!

誰でも参加できます! ~新規講座~

「健康とスポーツ」をテーマに教室を開催します。会場は屋外(町営野球場、スポーツセンター外周など)でも実施します。

曜日	教室名	対象	定員	とき		ところ	受講料 (保険料含む)	受付開始 日時
月	健康 ウォーキング	一般	各 15～ 20名	10:20 ～11:30	5/15・22・29 6/5・12・19・26 7/3・10・24 (全10回)	メインアリーナ ほか	町内初回 1,700円/月 以後1,500円/月 町外初回 2,000円/月 以後1,800円/月	4/10 (月) 10:00
火	ビギナーズ スペース ヨガ			13:15 ～14:15	5/16・23・30、6/6・13・20 7/4・11・25、8/1・8・22 9/5・12・26、10/3・17・24 11/7・14・21、12/5・12・19 1/16・23・30、2/6・20・27 3/6・13・20 (全33回 (予定))	選手 ミーティング室 サブアリーナ ほか	町内初回 2,100円/月 以後1,500円/月 町外初回 2,400円/月 以後1,800円/月	4/11 (火) 11:00

問合せ先 スポーツセンター ☎(443) 7077

臨時福祉給付金(経済対策分)のご案内

対象となる方は、申請期間内に申請してください

臨時福祉給付金(経済対策分)は、平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するために給付します。

対象 平成28年1月1日において本町に住民登録があり、平成28年度の住民税が課税されていない方

※平成28年1月2日より後に本町へ転入された方は、平成28年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

※ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

支給額 一人 15,000円 ※支給は1回です。

申請期限 8月22日(火)

申請方法 支給対象と思われる方へ、2月下旬に申請書等を送付しましたので、申請書に記入の上、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で役場民生課へ返送してください。

受取方法 申請書に記載した金融機関の指定口座に入金します。

申請に関する問合せ 役場 民生課 専用ダイヤル ☎(444)3381、3382
午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)

制度に関する問合せ 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192
午前9時~午後6時(土日・祝日含む)

◎「臨時福祉給付金(経済対策分)」を装う“振り込め詐欺”や
“個人情報・マイナンバーの詐取”にご注意ください